

実務の現状と課題

杉山 苑子

目次

1. 民事信託の利用状況
 - (1) 公正証書作成件数
 - (2) 周辺制度との比較
 - (3) 民事信託の傾向
2. 専門職団体の動き
3. 民事信託に関する裁判例
 - (1) 民事信託に関する裁判例
 - (2) 裁判例に表れた民事信託の内容
 - (3) 紛争の表れ方
 - (4) 裁判例を概観して
4. 実務上の問題点・課題
 - (1) 背景
 - (2) 信託の成立に関する（成立の段階で検討する）問題・課題
 - (3) 信託存続中に関する問題・課題
 - (4) 信託終了に関する問題・課題
5. まとめ

1. 民事信託の利用状況

本シンポジウムは家族間信託を対象とするものですが、私の報告では受託者が家族の一員でない場合も扱っているため、もっぱら「民事信託」という用語を使用させていただきます。

(1) 公正証書作成件数⁽¹⁾

最初に民事信託の利用状況をご紹介します。

【表1】 公正証書作成件数

年		2018	2019	2020	2021	2022	2023
民事信託		2,223	2,974	2,924	3,200	3,960	4,434
内 容	信託契約	2,088	2,840	2,768	3,038	3,753	4,179
	遺言信託	83	76	65	87	94	150
	自己信託	52	58	91	75	113	105

表1は、日本公証人連合会の集計を基に作成した、民事信託に関する公正証書の作成件数の推移です。公正証書で作成された民事信託の件数は、統計を取り始めた2018年は2,223件でしたが、昨年は4,434件であり、5年間で倍増しています。

民事信託の多くは信託契約であるところ、信託契約は必ずしも公正証書によって設定することが法律要件とはされていないため、実際の民事信託の作成件数はさらに多いといえます。

(2) 周辺制度との比較

【表2】 周辺制度との比較

令和5年 ⁽²⁾	
制 度	件数・人数
民事信託（公正証書）	4,434件
遺言（公正証書）	11万8,981件
後見開始	2万6,986件
保佐開始	8,339件
補助開始	2,677件
任意後見契約	1万6,176件
任意後見開始	772件
* 任意後見利用者	2,773人 (令和5年12月末日時点)

表2は、日本公証人連合会と最高裁判所事務総局家庭局の集計を基に、民事信託の利用件数をその周辺制度の利用件数と比較したものです。民事信託の利用は、遺言や法定後見と比べるとまだ少ないものの、現に利用されている任意後見利用者数が2,773人という点と比較すると、任意後見の利用者よりも1年間で作成される民事信託の件数が上回っています。

(3) 民事信託の傾向

続いて、民事信託の傾向について報告します。表3から表8は、日本弁護士連合会が実施したアンケート結果と信託口座を提供している金融機関での調査結果を基に、具体的な利用状況をまとめたものです。

1) 相談者の属性

相談者の属性については、委託者となる本人とその家族からの相談が多くあります。また、委託者の家族のみからの相談も一定数見られるところであり、受託者が主導して相談が行われている傾向があります。

【表3】 相談者の属性

属 性	割 合
委託者となる本人のみ	16.3%
委託者となる本人とその家族	50.1%
委託者の家族のみ	22.8%

(日弁連アンケート)⁽³⁾

2) 委託者の年齢

委託者の年齢については、70歳以上が大半を占めており、平均年齢が83歳という調査結果もあります。

【表4】 委託者の年齢

年 齢	割 合
70歳以上80歳未満	40.3%
80歳以上	41.5%

(日弁連アンケート)

年 齢	割 合
70代	25%
80代	53%
90代	14%

(信託口座を提供している金融機関での調査(令和3年2月)⁽⁴⁾)

3) 利用動機

利用動機については、ほとんどの事案が財産管理目的といえますが、財産承継目的のものも多くあります。

【表5】 利用動機

利用動機	割 合
高齢者の財産管理への不安	88.5%
財産承継	71.1%

(日弁連アンケート)⁽⁵⁾

利用動機	割 合
後見代替 (判断力低下)	97%
遺言代替 (財産の承継)	87%
不動産管理 (自宅等の管理等)	70%
借入 (事業性ローン)	(貸出額)受託残高の12%

(信託口座を提供している金融機関でのニーズ分析 (令和3年6月)⁽⁶⁾)

4) 対象財産の種類

対象財産の種類としては、金銭が最も多く、居住用不動産や収益用不動産も一定数見られます。

【表6】 対象財産の種類

種 類	割 合
金銭	90%
居住用不動産	43%
収益用不動産	48%
上場株式	2%
非上場株式	20%

(日弁連アンケート)

5) 対象財産の規模

対象財産の規模については、日弁連のアンケートによれば、3,000万円以上1億円未満というものが多く、商事信託と比較すると規模は大きくはありません。規模が大きい理由は、個人の財産ということもありますが、委託者兼受益者の保有財産のうち、信託財産としているものは3割程度とも言われている⁽⁷⁾ので、信託する財産を選んでいる結果とも考えられます。

【表7】 対象財産の規模

金 額	割 合
3,000万円未満	27.3%
3,000万円以上1億円未満	39.1%
1億円以上3億円未満	27.0%
3億円以上	6.6%

(日弁連アンケート)

6) 信託監督人・受益者代理人の指定

信託監督人, 受益者代理人の指定については, 信託監督人が2割程度, 受益者代理人が4割程度という実情があるようです。ただ, 信託監督人については, 資格者専門職やコンサルティング会社が多い一方, 受益者代理人に関しては親族が大半を占めているようです。いずれも同じ受託者を監督する立場の者ではありますが, 属性については差が出ています。

【表8】 信託監督人・受益者代理人の指定

信託監督人・受益者代理人の別	割合
信託監督人	17%
受益者代理人	39%

(信託口座を提供している金融機関での調査 (令和3年度)⁽⁸⁾)

以上のような傾向を見ると, 民事信託における典型的な利用というのは, 高齢者の委託者が全財産のうち一定の金銭と不動産を家族に信託し, 委託者生存中の財産管理を依頼し, 財産承継をも目的とする自益信託ということがいえます。

2. 専門職団体の動き

日本弁護士連合会は, 令和2年9月10日に「信託口座開設等に関するガイドライン」を公表しました。これは, 信託口座に関する問題点とその対応方法を整理して提示し, 信託口座のあり方を示したガイドラインです。また, 令和4年12月16日には, 民事信託を適正に利用し, 民事信託の健全な発展を目指すことを目的とした「民事信託業務に関するガイドライン」を公表しました。これは, 弁護士が民事信託に関する業務を受任した際に留意すべきことを時系列に沿って解説したものです。

また, 日本公証人連合会および日本弁護士連合会の有志による勉強会の成果として, 令和3年6月から10月にかけて, 日公連民事信託研究会 = 日弁連信託センター「信託契約のモデル条項例 (1)~(5)」(判例タ

イムズ1483号～1487号)が公表されています。これは、高齢者のための財産管理を目的とした自益信託の事例について、信託条項例を検討した連載です。さらに、令和5年6月から令和6年6月にかけて、日公連民事信託研究会＝日弁連信託センター「民事信託と後見制度を併用する場合の諸問題」(全7回、家庭の法と裁判44号～50号)と題する連載を行いました。これは、民事信託と後見制度の比較や、両制度を併用する場合の留意点、受託者による不正が行われた場合の対応等を検討した連載です。

日本司法書士会連合会の動きとしましては、「司法書士行為規範」の中に民事信託支援業務に関する規律が追加され、令和5年4月1日から施行されています。

3. 民事信託に関する裁判例

(1) 民事信託に関する裁判例

1) 裁判例1・東京地判平成30年9月12日(金融法務事情2104号78頁(2018年))

これは民事信託において著名な裁判例ですが、信託設定の効力が、委託者の相続人であり受益者でもある兄弟間で争われたという事案です。

この事案では、信託のうち、経済的利益の分配が想定されない不動産を信託の目的財産に含めた部分は、遺留分制度を潜脱する意図で信託財産を利用したものであって、公序良俗に反して無効とされました。また、信託について遺留分減殺請求権の対象は受益権であるとされました。

2)-1 裁判例2-1・東京地判平成30年10月23日(金融法務事情2122号85頁(2019年))

委託者兼受益者(父)と受託者(子)との間の信託契約について、委託者による詐欺取消、錯誤無効、債務不履行解除、信託目的の不達成または委託者兼受益者の合意による信託の終了の主張がなされましたが、いずれも認められなかったという事案です。

この事案では、特に、信託法164条1項による信託の終了が認められ

るか否かという点について、「受益者は、受託者との合意により、本件信託の内容を変更し、若しくは本件信託を一部解除し、又は本件信託を終了することができる」との条項の解釈が問題となりました。判決では、当該条項は信託法164条3項の別段の定めにあたると判断され、受託者の同意なく信託を終了させることは認められませんでした。

2)-2 裁判例2-2・東京地判令和5年3月17日

(LEX/DB25609105)

裁判例2-2は、裁判例2-1と同一事案についての後続訴訟です。

この事案では、信託法58条1項に基づいて委託者兼受益者が受託者の同意なく受託者を解任することが認められるかが争われ、裁判例2-1と同じ条項の解釈が問題になりました。当該条項には直接的には受託者の解任についての記載がないものの、判決では、当該条項は信託法58条1項の任意解任権を制限する同条3項の別段の定め該当するとされ、受託者の同意のない解任は無効と判断されました。

3) 裁判例3・東京地判平成31年1月25日 (LEX/DB25559545)

受託者(兄)が、委託者兼受益者(妹)に対し、株式についての信託契約が有効であることの確認を求めて争った事案です。

委託者兼受益者から信託契約の成否、錯誤、詐欺、公序良俗違反該当性が主張されたものの、いずれも排斥されて信託契約の有効性が確認されました。

4) 裁判例4・東京地判令和2年12月24日 (LEX/DB25586980)

委託者兼当初受益者の妻(第二次受益者)が、夫の死亡後に委託者としての地位を承継して、受託者である養子との間の信託契約の効力を争った事案です。

公序良俗、詐欺、錯誤等が主張されましたが、いずれも排斥されて信託契約は有効であると判断されました。

5) 裁判例5・東京地決令和3年3月24日（Westlaw Japan2021 WLJPCA03246014）

遺言信託の受託者となるべき者として指定された者（専門職）が、信託の引受けをしなかったため、裁判所に対し受託者の選任を求めた事案です。

6) 裁判例6・東京地判令和3年9月17日（金融・商事判例1640号40頁（2022年））

司法書士が委託者の代理人として公正証書の作成を嘱託し、この嘱託により公正証書が作成されたものの、金融機関から信託口座の開設を拒否されたために、あらためて本人によって信託契約書が作成された事案です。

委任契約上、信託財産に属する建物の大規模修繕等の際に金融機関から融資を受けることができるような内容の信託契約に係る公正証書が作成されるようにすべき債務を負っていたにもかかわらず、その債務を履行しなかったとする債務不履行責任、また、仮に債務不履行がなかったとしても、債務が履行されても融資を受けることができないリスクが存すること等を説明すべき信義則上の義務を負っていたにもかかわらず、これに違反したとする不法行為責任が問われたところ、情報提供義務およびリスク説明義務違反の不法行為責任が認められたものです。

7) 裁判例7・東京地判令和3年11月18日（LEX/DB25603501）

委託者兼受益者である原告（母）が、受託者である被告（子）に対し、原告の意思表示により信託契約は終了したとして不動産の所有権移転・信託登記の抹消登記手続き等を求めた事案です。

原告の意思能力が争点となりましたが、原告の訴訟代理人への委任は有効であり、代理人による信託終了の意思表示は有効であると判断されました。

8) 裁判例8・横浜地判令和5年12月15日 (Westlaw Japan2023 WLJPCA12146001)

信託契約書作成後に委託者が相続によって取得した不動産について信託契約に基づく登記がなされたことに対し、委託者の成年後見人が登記の無効、信託契約の解除を主張して提訴した事案です。

委託者には、将来相続によって取得する財産について、別途の意思表示を要することなく信託する旨の意思を有していたとは認められないとして、登記の無効が認められました。

9) 裁判例9・東京高判令和6年2月8日 (Westlaw Japan2024 WLJPCA02086001) 原審：さいたま地裁越谷支部判決令和4年3月23日 (Westlaw Japan2022WLJPCA03236011)

2人いる受益者のうちの1人である姉が、妹である受託者に対し、信託不動産の賃料収入から経費を除いた利益の2分の1相当額の支払い等を求めた事案です。

当該事案について、高裁は、受益者が受託者に対し、本件信託契約に基づく具体的な権利として、本件信託不動産に係る一定期間に生じた賃料収入から経費を控除した金額の2分の1の請求権を有するものとは解し難いと判断しました。

(2) 裁判例に表れた民事信託の内容

表9から表13は、これまでに紹介した裁判例に表れた民事信託の内容を整理したものです。

1) 信託の目的

信託の目的について、裁判例3は同族会社の支配権をめぐる紛争に信託が利用された例ということでやや特殊ですけれども、それ以外の裁判例については福祉型信託として利用されていました。そのため、民事信託としては福祉型信託が中心になるだろうと思われます。

【表9】 信託の目的

目 的	裁判例
福祉型信託	1, 2, 4, 5, 6, 7, 8, 9
同族会社の支配権をめぐる紛争に信託が利用	3

2) 委託者と受託者の関係

委託者と受託者の関係については、親子関係が多く、親が委託者であり子が受託者であるものも多く見受けられました。

【表10】 委託者と受託者の関係

委託者	受託者	裁判例
親	子	1, 2, 4, 6, 7, 9
妹	兄	3
姉	妹	8
—	専門職	5

3) 委託者の状況

委託者の状況について、委託者が高齢者であり、年齢を読み取ることができたものでは75歳以上という事例が多くありました。また、委託者が信託を組成後まもなく死亡したという事例も三例あり、委託者が高齢あるいは死期が近い時期に信託が組成されているという傾向がありません。

【表11】 委託者の状況

委託者の状況	裁判例
委託者が高齢者 (75歳以上)	2, 4, 5, 6, 7, 8
組成後まもなく死亡	1 (同月), 4 (約10か月後), 9 (約4か月後)

4) 受託者の立場

受託者の立場について、受託者が受益者になっている、あるいは帰属権利者になっているものが多くありました。受託者または受託者に近い親族が受益者・帰属権利者として指定されている傾向があります。

【表12】 受託者の立場

受託者の立場	裁判例
受託者が受益者・帰属権利者等	1 (受益者), 2, 4, 7 (以上, 帰属権利者), 9 (受託者の子が帰属権利者)

5) 専門家の関与

専門家の関与について、弁護士や司法書士等の関与が読み取れたものが六例あります。また、表13に「公証人の関与？」と記載していますが、単に公正証書で作られているというだけではなく、信託条項に関して公証人から何らかのアドバイスがなされていると読み取れた事例を挙げています。

このようにみると、民事信託の場合は組成の段階、すなわち紛争化する前の段階から専門家が関与している事例が多くあるということが分かります。

【表13】 専門家の関与

専門家の関与	裁判例
弁護士・司法書士等の関与	1, 3, 4, 5, 6, 7
公証人の関与？	2, 9

(3) 紛争の表れ方

1) 信託の成立段階

信託の成立段階が争点となっていたものとして、委託者の意思能力が争われたもの（裁判例1, 7）、信託契約の効力、錯誤、詐欺、公序良俗違反として争われたもの（裁判例1, 2, 3, 4, 8）、組成に関わった専

門家責任が問われたもの（裁判例6）、受託者の選任が問題になったもの（裁判例5）があります。

2) 信託存続中

信託存続中の問題として、受託者の解任が問題となったもの（裁判例2-2）、受託者に対する給付請求が問題となったもの（裁判例9）があります。このうち、裁判例9は保佐人により権利行使の主張がなされています。

3) 信託の終了

信託の終了に関しては、信託の終了自体が争われたもの（裁判例2-1）があります。また、その権限を後見人によって行使されたというもの（裁判例8）も見られます。

(4) 裁判例を概観して

1) 委託者への説明、意思確認は十分だったか

これまで見てきた裁判例を概観して、私が着目した点をいくつか指摘させていただきます。

まず、委託者への説明、意思確認は十分だったかという点です。委託者自身が信託の無効・終了を主張したものが三例ありました（裁判例2, 3, 7）。これらは、契約当事者である委託者自身が無効・終了を主張していて、かつ、いずれの事案も信託契約から1年以内にそのような主張がなされているものでした。契約して間もない時期に無効や終了を主張するに至ったという事例であることから、翻って契約締結当初、委託者自身が信託契約の内容を理解し、真に信託をするという意思を有していたのかという疑問が生じます。また、裁判例2については公証人、裁判例3と7については専門職が作成に関与していることからすれば、専門職による委託者への意思確認が十分であったのかという点は検証される必要があると思います。

専門家の関与という意味では、裁判例6のように専門家責任が問われ

るものも出てきています。裁判例6は、前述したとおり、専門職が関与して契約書が作成された後に信託口座が開設できないことが判明し、あらためて公正証書を作り直したという事案ですが、口座開設ができない可能性があるというリスクについて、専門職の説明が不十分であると認定されました。裁判例2, 3, 7とは紛争の表れ方は異なりますが、委託者への説明、意思確認が十分だったかという点に関し、専門家責任が問われ得るということが示された例だといえます。

2) 委託者の権利を制約する条項の必要性

次に、委託者の権利を制約する条項の必要性という点です。

信託組成後に委託者・受託者間の関係が悪化した、少なくとも変化したという事例が多く見られています(裁判例2, 3, 4(委託者の地位を承継した妻), 7, 9)。

信託の終了を求めた四つの裁判例(裁判例2, 3, 4, 7)のうち、委託者の権利を制約する条項が入っていたものが三つ(裁判例2, 3, 4(帰属権利者が受託者であるため終了できなかったと思われる))あり、当事者間の関係が悪化または変化しているにもかかわらず、信託関係を解消できないという結論になっています。

信託契約が有効と判断された場合、裁判所としては、委託者の権利の制約条項が入っていたとしても、そのような信託条項があるという点を尊重した判断をしているように思われます。そうすると、司法の場においては、当事者間の関係が悪化しても、信託を設定した委託者において容易には信託を解消することができないというのが現在の傾向のように思われます。

こうした司法判断の傾向を踏まえ、信託契約を作成する段階において、そもそも委託者の権利を制約する条項を設ける必要があったのかという点については慎重な考慮が必要ではないかと考えます。

3) 信託条項間の整合性を意識した条項となっているか

次に、信託条項間の整合性を意識した条項となっているかどうかとい

う点です。裁判例2の「受益者は、受託者との合意により、本件信託の内容を変更し、若しくは本件信託を一部解除し、又は本件信託を終了することができる」という条項については、委託者兼受益者による信託の終了、あるいは受託者の解任が認められるかが争点となりました。

裁判例4については、信託の終了事由にかかわらず、受託者を帰属権利者として指定する信託条項になっていました。この事案において、委託者兼受益者は信託を終了させることができたと思われるのですが、そのような主張はされていません。

いずれの事案も専門家が関与して信託契約が作成されていますが、裁判例2については、条項の一義的な解釈に疑義が生じ、条項の解釈が争点となっています。また、裁判例4については、裁判例2のような委託者の権利を制約する信託条項はないものの、信託終了時の帰属権利者が受託者として指定されていることにより、信託を終了させることができず、結果的に委託者の権利を制約するのと同様の効果が生じているといえます。これが委託者が本来想定していた信託の効果であったのかという点には疑問を感じるどころです。信託契約を起案する専門家としては、本来想定している効果が信託条項として表現できているといえるのか、逆にその信託条項を設けることによって想定していない効果が生じていないかなど、慎重に検討する必要があると思われます。

4) 法定後見との関わり

最後は、法定後見との関わりという点です。

受益者に法定後見の利用が開始されている事例が三例（裁判例5（受益者の成年後見人）、8（委託者兼受益者の成年後見人）、9（受益者の保佐人））あります。民事信託では受益者として高齢者や障害者が想定されていることが多いことから、信託継続中に法定後見が関わってくるということは十分考えられます。後見人が付けば受益者に代わって受託者の監督が行われることとなりますので、受託者への監督機能が働くという点では望ましいといえますが、他方で、信託の組成に関わっていない第三者が信託開始後に関与してくることもなりますから、契約当事

者間が本来意図していたこととは異なる形で後見人が介入してくる可能性もあるといえます。そうしますと、民事信託の場合は利用開始後に法定後見がさらに開始されるということも想定した上で、例えば受託者の事務遂行内容を具体化するなどの信託条項の工夫が必要になるのではないかと考えられます。

4. 実務上の問題点・課題

(1) 背景

実務上の問題点・課題が生じる背景事情としては、いくつかの点を指摘することができます。

まず、推定相続人主導による信託の設定という点です。信託を設定する委託者ではなく、推定相続人である受託者が主導して信託が設定され、なおかつ、その受託者は帰属権利者として指定されることが一般であるため、受益者である委託者と、帰属権利者である受託者との間には、潜在的な利益相反関係が生じているという点が指摘されます。

次に、信託事務の経験のない家族による管理という点です。受託者となるのは、通常信託事務の経験がない委託者の家族であるため、受託者の義務については十分理解していないことが通常です。また個人の方であれば、財産的基盤も確立されていません。

そして、受益者は高齢者または障害者ですから、受益者自身による適切な監督が期待できないことが一般的です。

以上に述べた民事信託の特徴から、民事信託普及以前には問題とならなかった点について、信託法を中心としてどのように解釈すべきなのか未解明な論点が生まれており、検討が必要となっています。具体的な問題・課題については、時間が限られていることもあり、どのような課題があるかをごく簡単に紹介させていただきます。なお、ここに紹介する問題点・課題、具体的な議論状況や当否については本報告の対象とはしていません。

(2) 信託の成立に関する（成立の段階で検討する）問題・課題
まず、信託の成立に関する問題・課題についてです。

・委託者の意思能力

信託設定時に必要とされる意思能力の程度が問題になります。

・信託行為による別段の定め効力、指図権を第三者に与える旨の契約条項の効力

この後の報告で検討がなされます。

・専門家の説明義務

依頼者は誰と考えるか、また、依頼者等に対して何を説明しなければならないのかという点が問題になります。依頼者「等」というのは、実際に信託事務を行うのは受託者であることから、委託者だけでなく受託者に対する説明も含まれるという趣旨です。

・受託者の確保

信託業法の制約によって、弁護士などの専門職は受託者にはなれないとされています（信託業法3条，7条）。そこで、そもそも適切な受託者を確保できるのかという点が問題になります。受託者の確保という点は、信託の成立の場面でも問題となりますが、信託継続中に受託者が欠けた場合における新受託者の選任の場面でも同様の問題が生じるといえます。

・信託税制

信託法上は問題のないスキームであっても、信託税制による制約があるために、事実上活用できる信託の内容が限られているという問題があります。

・民事信託に対応している金融機関が限られている

実務的には民事信託に対応している金融機関が限られているという点も挙げられます。たとえば信託を利用して融資を利用したいと考えても、信託内貸付扱っている金融機関は、現状においても限られています。

(3) 信託存続中に関する問題・課題

次に、信託存続中に関する問題・課題についてです。

- ・受託者の信託事務の在り方について

この後の報告で検討がされます。

- ・受託者に関する監督

信託監督人または受益者代理人に期待される役割やその具体的な職務内容を明らかにすることが望まれます。また、受益者代理人に関して、その権限のうち、特に受益債権の弁済請求権や弁済受領権の有無に関して見解が分かれているところですので、この点の研究の進展が求められています。

- ・後見制度との併用

任意後見との併用に関しては、まず、受託者が委託者兼受益者の任意後見人を兼ねることができるかという問題があります。

また、任意後見人の権限・義務として、任意後見人が法定代理人という立場で委託者兼受益者の権利をどこまで行使できるのか、逆に、任意後見人の立場として何らかの権利行使をしなければならないのかという義務の問題、その両面が問題となり得ると思います。

さらに、任意後見の場合は必ず任意後見監督人が選任されますが、特に受託者が任意後見人を兼任している場合には、任意後見人の立場で受託者を監督することを期待することができません。そのため、任意後見監督人の関与に期待していくことになり、どのような関与が考えられるかということが検討課題となります。

法定後見との併用に関しても、任意後見人の権限・義務と同様の問題があります。

- ・委託者の意思能力

信託継続中の委託者の意思能力の問題として、追加信託時の意思能力という点があります。

- ・受託者について生じた事由と信託内貸付に対する影響

一般に根抵当権の被担保債権に係る債務者が死亡すると元本が確定すると規定されていますが（民法398条の8）、民事信託において根抵当権が設定されている事案で受託者が死亡した場合にもこの民法の規定の適用があるのかという点が問題となります。同様の課題は、受託者が破産

した場合についてもあり、同じく根抵当権の元本確定事由に該当するか（民法398条の20第1項4号）、期限の利益喪失事由に該当するか（民法137条1号）という点が問題となります。

（４） 信託終了に関する問題・課題

最後に、信託終了に関する問題・課題についてです、

・ 信託の一部終了

信託自体は継続するけれども、その一部を終了させた上で残余財産を承継させたい場合に、それを実現することができるのか。できるとするとそれはどのような法律構成となるかという問題です。

・ 成年後見人の権限、委託者兼受益者の死亡と相続との関係

この後の報告で検討がされます。

・ 遺留分の問題

現在のところ見解の一致を見ておりません。

・ 信託財産責任負担債務が残ったまま信託が終了した場合の処理

信託法181条において、債務の弁済をした後でなければ残余財産の給付はできないとされています。関係者が合意すれば信託財産責任負担債務を残したまま承継することができるかとされているところですが、その関係者の範囲はどこまで必要なかという問題があります。

・ 民事信託と相続放棄

委託者が積極財産については信託をして推定相続人を帰属権利者とする一方で、委託者の債務については相続放棄をするといった処理の可否が問題となります。

・ 帰属権利者と残余財産受益者の違い

民事信託においては遺言代用信託が主流であり、これまで帰属権利者と残余財産受益者の権限の違いについてはあまり意識されてこなかったわけですが、本当にそうなのか、違いを意識すべき点はないのかという問題があります。

5. まとめ

このように実務上、検討すべき課題はなお多くありまして、民事信託の研究が進む中で裁判に至るケースも増えてきていて、さまざまな問題が顕在化しつつあると考えています。こうした問題に対応するためには、民事信託の実情を踏まえた法の解釈、あるいは信託条項等の検討が重要であると考えます。研究者の先生方、金融機関の皆さまと共に民事信託に関する研究を深め、それをわれわれ実務家が司法を含む実務に還元することで日本における民事信託が健全な形で定着していくのではないかと考えています。今回のシンポジウムが今後の実務の進展に何らかの参考となれば幸いです。

以上で私の報告を終わります。ご清聴ありがとうございました。

- (1) 日本公証人連合会の集計。
- (2) 日本公証人連合会の集計、最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況—令和5年1月～12月—」。
- (3) 第22回弁護士業務改革シンポジウム・第6分科会「民事信託と後見制度」(令和4年9月3日)で公表したアンケート結果。
- (4) 八谷博喜「家族を受託者とする信託(民事信託)の現状とその課題」信託法研究45号(2021年)。
- (5) 信託契約書等の作成件数を母数とした場合の割合。
- (6) 八谷博喜「福祉型信託の日本での浸透状況」新井誠編集代表『高齢社会における信託活用のグランドデザイン第1巻』(日本評論社, 2023年)。
- (7) 八谷博喜「信託銀行の視点から見た専門家による民事信託の支援の必要性」信託フォーラム19号(2023年)。
- (8) 八谷・前掲(注7)。

(弁護士)